

令和 6 年 5 月 9 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

くすのき広域連合の介護保険料にかかる督促状の誤送付について

事案 1

令和 6 年 3 月末をもってくすのき広域連合は解散し、令和 6 年 4 月以降は守口市、門真市、四條畷市でそれぞれ介護保険事業を運営しています。なお、くすのき広域連合の残務事務については四條畷市が承継しています。

令和 6 年 3 月の介護保険料について、期限内に納付された一部の被保険者に対して督促状を送付する事案が発生しました。

【対象被保険者数】

36 人

【原因】

3 月末までに納付された被保険者の収納データの一部（36 人分）が 4 月 23 日に四條畷市から追加で送付されましたが、その収納データを反映せず督促状を発送したため、誤送付となりました。

【今後の対応】

督促状の送付前には必ず最新の収納データを複数回確認し、適正な事務処理を徹底いたします。

事案 2

この度、3 月末までに収納された介護保険料にかかるコンビニ収納結果データのうち、一部について、事務承継市（四條畷市）から守口市及び門真市に回付ができておらず、期限内に納付した被保険者に対して、督促状を送付する事案が発生しました。

詳細については、

四條畷市ホームページ <https://www.city.shijonawate.lg.jp/uploaded/attachment/27156.pdf> をご覧ください。

なお、いずれの事案についても対象の市民の方々には、お詫びの文書を送付しております。

問合せ：守口市役所健康福祉部保険収納課
電話 06-6992-1537（直通）